

入札公告（説明書）

令和2年6月30日
東日本高速道路株式会社北海道支社
支社長 田中 直樹

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるものほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

第1 基本事項（調達手続の概要）

1-1. 契約件名（工事名）	道東自動車道 新得清水地区附帯工工事
1-2. 契約責任者	NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 田中 直樹
1-3. 契約担当部署	NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号
1-4. 競争契約の方法	条件付一般競争入札
1-5. 競争参加資格の確認	事前審査方式（通知型）
1-6. 入札の方法	電子入札
1-7. 落札者の決定方法	総合評価落札方式（工事実績評価型【施工体制確認型併用】）
1-8. 入札前価格交渉の有無	無
1-9. 単価表の提出	必要 … 入札者に対する指示書[13]を参照のこと
1-10. 単価協議	有 … 入札者に対する指示書[26]を参照のこと
1-11. 入札保証	不要
1-12. 履行保証	必要 … 入札者に対する指示書[29]を参照のこと
1-13. 契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-14. 契約図書	

(1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。

なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- ①入札公告（説明書） 本書
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【土木工事契約書】を使用すること
- ②標準契約書案
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【電子入札】を使用すること
- ③入札者に対する指示書
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【土木工事共通仕様書（令和2年4月）】を使用すること
- ④共通仕様書
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【特記仕様書】
- ⑤特記仕様書
<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/>
- ⑥その他契約（発注用）図面等
<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/>
- ⑦金抜設計書
<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/>
- ⑧競争参加資格確認申請書
様式1のとおり
- ⑨入札書
電子入札システムの様式のとおり
- ⑩単価表
上記⑦の金抜設計書により作成する

(2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。

- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の②から④に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の⑤から⑧に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。
- ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 配布等）により交付するので、記 1-3. 契約担当部署へその旨申し出ること。
- 契約図書の交付期間は、令和 2 年 6 月 30 日（火）～令和 2 年 7 月 14 日（火）までとする。

第 2 調達手続に付する事項（工事概要）

2-1. 工事概要

- (1) 工事場所
自) 北海道上川郡新得町字新得
至) 北海道上川郡清水町字清水第七線
- (2) 工事内容
本工事は、道東自動車道 トマム IC～十勝清水 IC 間の付加車線事業に伴う函渠工の延伸、トンネル坑口部進入路の整備及びその他準備工の施工を行うものである。
- (3) 工事概算数量
土工量 切盛土工 約 40 千 m³
函渠工 7 基
工事用道路整備 1 式
立木伐採工 約 10 h a
- (4) 工期
契約保証取得日の翌日から 570 日間

2-2. 三者協議会

本工事は、工事の実施に先立ち、設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させるため、及び施工途中において予期し得ない現地状況の変更等に伴い設計の変更を要する場合に適切な方針を得るために、発注者・受注者・設計者が一堂に会して技術情報の確認及び交換を行う、工事の品質確保を促進する設計施工共同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施する対象工事である。

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-2 に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（記 3-3 に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、工事種別「土木工事」に係る NEXCO 東日本の『平成 31・32 年度工事競争参加資格』を有する者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）で、かつ当該工事種別に係る『等級 B』に格付けされている者であること（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に当該工事種別の等級に格付けされている者であること。）又は、当該工事種別に係る『等級 B』の認定を受けた者又は当該工事種別に係る『等級 C』の認定を受けた者（いずれの者においても、上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に当該工事種別の等級に格付けされている者であること。）に

よる2者（ただし、『等級B』の認定を受けている者を1者以上含まなければならない。）で構成された特定建設工事共同企業体・甲型（共同施工方式）（以下「特定JV」という。）であること。ただし、『等級C』の出資額は、請負代金額のうち5億円未満であること。

なお、特定JVの場合は、すべての構成員が記3-1に示す競争参加資格を満たすこと。

- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域1（北海道支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日において、平成17年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。

なお、単体及び特定JVの代表者にあっては「同種工事」を、特定JVの代表者以外の者にあっては「同種工事（緩和）」の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り施工実績として認める。

なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

同種工事a コンクリート構造物工事でカルバート工（函渠工）の内空断面積40m²以上を施工した工事

同種工事b 土工量（「施工掘削量又は切土量」又は「施工盛土量又は埋戻し量」の大きい方）が2万m³以上ある道路土工工事を施工した工事

同種工事a（緩和） コンクリート構造物工事でカルバート工（函渠工）の内空断面積20m²以上を施工した工事

同種工事b（緩和） 土工量（「施工掘削量又は切土量」又は「施工盛土量又は埋戻し量」の大きい方）が1万m³以上ある道路土工工事を施工した工事

本工事の競争参加資格においては、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があつたとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。

また、記載した工事が、次の①又は②に該当する工事は施工実績として認めない。

① NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事

② 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (6) 平成29・30年度における当該工事種別（土木工事及びのり面処理工事）の工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。

- (7) 審査基準日において、特定JVを構成する場合は次に示す事項をすべて満たすこと。

- ① すべての構成員が、上記(2)に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種につき、許可を得てから5年以上の営業期間を有すること。ただし、許可を得てからの営業期間が5年未満であっても、相当の工事実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると契約責任者が認める場合は、これを同等として取扱うことがある。
- ② すべての構成員が、国家資格を有する主任技術者又は上記(2)に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者を、本工事に専任で配置することができる。
- ③ 「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の案（入札者に対する指示書書式1-1。以下「協定書案」という。）が提出されていること。
- ④ すべての構成員が30%以上の出資比率を有し、かつ代表者の出資比率が構成員中最大であること。

- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）に

において、下記に示す本工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人、下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・本工事に係る設計業務等の請負人

- ・道東自動車道 トマム IC～十勝清水 IC 間道路詳細設計
(請負人：計画エンジニアリング株式会社)
- ・道東自動車道 広内トンネル詳細設計
(請負人：株式会社ロード・エンジニアリング)

(9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・施工管理業務の請負人

- ・保全点検業務等の実施に関する年度協定（令和 2 年度）土木施工管理業務
(請負人：株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道)
- ・道東自動車道 新得清水工事区施工管理業務
(請負人：大成エンジニアリング株式会社)

(10) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1 [1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1) の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施工規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- V) その他業務を執行する者であって、i) ~ iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

- ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定JVの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 入札者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。

申請書（様式）		記載事項
競争参加資格確認申請書（様式1）		必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9] [3] ①を参照のこと
技術資料（様式2）	企業に求め る実績等	企業の同種工事の施工実績 記3-1. (5)に示す「同種工事」を満たす施工実績を記載すること
		同一工事種別における表彰 実績 平成22年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰実績を記載すること
		品質管理、環境及び労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況 品質管理マネジメントシステム(ISO9001)、環境マネジメントシステム(ISO14001)又は労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS、OHSAS18001若しくはISO45001)の取得状況を記載すること
		災害時の協力実績 平成22年4月1日以降のNEXCO東日本における災害時の協力実績を記載すること
特定建設工事共同企業体協定書(甲)案		特定JVにより本件競争入札への参加を希望する者は、協定書案を入札者に対する指示書[9]及び指示書書式1-1に基づき作成すること

- (2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

- (1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。
- ① 提出期間 入札公告の日から令和2年7月14日（火）午後4時まで
 - ② 提出場所 記1-3. 契約担当部署
 - ③ 提出方法 電子入札システム（提出期間内に必着）
※ 申請書類の総容量が2MBを超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。
 - ④ 提出書類 記3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」
- (2) 入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9]〔2〕を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。
※確認結果通知予定日 令和2年7月29日（水）
- (2) 上記(1)に示す確認結果通知において「競争参加資格がない」とされた者は、通知日の翌日から7日（休日を含まない）以内に、契約責任者に対して氏名及び住所、対象となる工事名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。
- (3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式（工事実績評価型【施工体制確認型併用】）とは、記3-3. 競争参加資格確認申請において提出された技術資料に基づき技術的な評価（技術評価）と品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、提案内容を含む施工内容の確実な実現性に基づく評価（施工体制評価）の技術評価と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することによりNEXCO東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、記5-3. 落札予定者の決定に示す。

4-2. 技術評価の評価項目等

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料及び施工体制に係る評価項目及び配点は次のとおりとする。

なお、NEXCO東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の企業の同種工事の工事成績、同一工事種別の表彰実績は評価しない。

1) 技術提案等に関する技術評価点

		評価項目	配点
施工の 確実性	企業	同種工事の工事成績	4点
		同一工事種別の表彰実績	2点
		品質管理マネジメントシステム、環境マネジメントシステム 又は労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	2点

施工の円滑性	災害時の協力実績（緊急災害復旧の施工実績）	2点
技術評価点（満点）		10点

2) 施工体制に関する施工体制評価点

評価項目	配点
品質確保の実効性	5点
施工体制確保の確実性	5点
施工体制評価点（満点）	10点

4-3. 技術評価

- (1) 契約責任者は、記3-4. 競争参加資格の確認において、競争参加資格の確認の他、技術資料に基づき次に示す基準に基づき評価する。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

評価項目		評価基準													
施工の確実性		提出された技術資料を以下の算出式により評価する。 評価の対象とする同種工事：コンクリート構造物でカルバート工（函渠工）の内空断面積 40 m ² 以上を施工した工事													
評価点 = 配点 × $\frac{(\text{同種工事実績の工事成績評定点}-70)}{20} \times a$ (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)															
a : 同種工事の発注機関及び引渡し時期による係数															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 100px;"></td> <td style="width: 50%;">同種工事実績の引渡しが平成27年4月1日以降である場合</td> <td style="width: 50%;">同種工事実績の引渡しが平成27年3月31日以前かつ平成22年4月1日以降である場合</td> </tr> <tr> <td>① 同種工事の発注機関がNEXCO東日本、中日本高速道路㈱、又は西日本高速道路㈱の場合</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> <tr> <td>② 同種工事発注機関が上記①以外の公的機関の場合</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> </tr> <tr> <td>③ 上記に該当しない場合</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">0.0</td></tr> </table>					同種工事実績の引渡しが平成27年4月1日以降である場合	同種工事実績の引渡しが平成27年3月31日以前かつ平成22年4月1日以降である場合	① 同種工事の発注機関がNEXCO東日本、中日本高速道路㈱、又は西日本高速道路㈱の場合	1.0	0.5	② 同種工事発注機関が上記①以外の公的機関の場合	0.5	0.25	③ 上記に該当しない場合	0.0	
	同種工事実績の引渡しが平成27年4月1日以降である場合	同種工事実績の引渡しが平成27年3月31日以前かつ平成22年4月1日以降である場合													
① 同種工事の発注機関がNEXCO東日本、中日本高速道路㈱、又は西日本高速道路㈱の場合	1.0	0.5													
② 同種工事発注機関が上記①以外の公的機関の場合	0.5	0.25													
③ 上記に該当しない場合	0.0														
<p>◇留意事項</p> <p>① 工事成績評定点が90点以上の場合、工事成績評定点を90点とする。 ② 平成22年3月31日以前に引渡しが完了した工事、成績評定点が70点に満たない場合又は工事成績評定の無い場合、評価点は0点とする。 ③ 公的機関とは、工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）において発注機関として入力が可能とされている機関をいう。 ④ 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事実績（工事成績評定）である場合についてのみ評価する。</p>															

評価項目			評価基準						
			(5) 競争参加希望者が特定JVの場合は、代表者の工事成績を評価対象とする。						
施工の確実性	企業	同一工事種別における表彰実績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。						
				評価基準／評価点					
		表彰対象		表彰時期	表彰日が平成27年4月1日以後である場合	表彰日が平成27年3月31日以前でかつ平成22年4月1日以後である場合			
		① NEXCO東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰実績		2点	1点				
		② NEXCO東日本の事務所長等による優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績		1点	0.5点				
		③ 上記に該当しない場合		0点					
◇留意事項									
<p>① 表彰状等の写しが添付されていない場合は、提出がないものとして「0点」とする。</p> <p>② 表彰実績は1工事のみ提出を認める。</p> <p>③ 優秀工事等の表彰とは、各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優秀工事、品質管理優秀工事、コスト縮減優秀工事、工程管理優秀工事、優良工事など」としての表彰であること。</p> <p>④ 上記以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には、感謝状を含む。</p> <p>⑤ 競争参加希望者が特定JVの場合は、代表者の表彰実績を評価対象とする。</p>									
施工の確実性	企業	品質管理、環境、労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。						
				評価基準		評価点			
		品質管理マネジメントシステム (ISO9001)、環境マネジメントシステム (ISO14001) 又は労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS、OHSAS18001 若しくは ISO45001) の取得状況		①左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している	2点				
				②左記のマネジメントシステムを1つ取得している	1点				
				③左記のマネジメントシステムを取得していない	0点				
◇留意事項									
<p>① 当該工事の施工を担当する部署が取得しているマネジメントシステムの対象部署であって、かつ取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価する。</p> <p>② 取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合は評価しない。</p> <p>③ 競争参加希望者が特定JVの場合は、代表者のマネジメントシステム取得状況を評価対象とする。</p>									
施	災害時の協力実		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。						

評価項目		評価基準		
工の円滑性	績（緊急災害復旧の実績）	評価基準	評価点	
		① NEXCO 東日本への平成 27 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合	2 点	
		② NEXCO 東日本への平成 27 年 3 月 31 日以前でかつ平成 22 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合	1 点	
		③ 災害協力実績がない、又は平成 22 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合	0 点	
◇留意事項				
① NEXCO 東日本からの「応急復旧」の依頼に関する「依頼文書、及び承諾の文書又は契約書」の写しの添付がない場合は「0 点」とする。 ② 工事変更で追加された「応急復旧」である場合は「0 点」とする。 ③ NEXCO 東日本グループ会社が依頼した災害協力実績については「0 点」とする。 ④ 災害時の協力実績は 1 件のみ提出を認める。 ⑤ 経常共同企業体の場合は、経常共同企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。 ⑥ 競争参加希望者が特定 J V の場合は、代表者の協力実績を評価対象とする。				

4-4. 施工体制確認

施工体制の確認は、どのように施工体制を構築し、その体制が品質確保の実現性・確実性の向上につながるかを確認するため、開札後に、原則として、契約制限価格の範囲内の価格で入札したすべての入札者に対して入札時に提出された単価表や追加で求める資料（施工体制確認資料）に基づき施工体制確認を実施する。ただし、入札者のうち、その入札価格が「工事における低入札価格調査について（要領）」（以下「低入札価格調査要領」という。）2-3-1. (1). 1)に規定する数値的判断基準【失格基準】の価格に満たない場合は、当該者の施工体制は記 4-8(1)において不適と判断し、当該者が行った入札は無効とする。

4-5. 施工体制確認資料の提出要請

入札者のうち、その入札価格が低入札価格調査要領 1-3 に規定する調査基準価格に満たない者に対して、施工体制確認資料の提出を求める。

なお、施工体制確認資料の提出要請は、記 5-2. ④の開札の後、令和 2 年 8 月 17 日（月）午後 4 時までに入札者（入札者が申請書に記載した担当者）宛て電子メール等により要請する。

4-6. 施工体制確認資料の作成

記 4-5 により施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、低入札価格調査要領 2-3-2. (1). 1). ①に規定する求める調査資料のうち、以下に示す項目について別紙 1「低入札価格調査資料作成要領」に基づき別紙 2「様式」を作成するものとする。

様式番号	資料名称
様式 1	施工体制確認資料の提出について （留意事項） ※「低入札価格調査資料の提出について（重点調査）」を「施工体制確認資料の提出について」に書換 ※「代表取締役名及び代表取締役押印」は削除 ※「3. 提出書類の様式番号・資料名称」は「以下の内容」に書換
様式 3-1	入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書の明細書
様式 3-2	現場管理費の内訳書

様式 4	コスト縮減額調書
様式 5	下請予定業者一覧表
様式 6	配置予定技術者名簿
様式 9-2	資材購入予定先一覧
様式 10-2	機械リース元一覧
様式 11-1	労務者の確保計画
様式 11-2	工種別労務者配置計画
様式 12-1	建設副産物の搬出地
様式 12-2	建設副産物の搬出に関する運搬計画書
様式 13	資材等の搬入に関する運搬計画書
様式 14-1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式 14-2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式 14-3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式 15-1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式 15-2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式 17	施工体制台帳

4-7. 施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、施工体制確認資料を、次のとおり提出するものとする。

- ① 資料の提出期限 令和 2 年 8 月 20 日（木）午後 4 時まで
- ② 資料の提出場所 記 1-3. 契約担当部署
- ③ 資料の提出方法 郵送、持参又は電子メール（提出期限までに必着）
なお、郵送の場合は、書留郵便又は信書便とする
- ④ その他 施工体制確認資料は提出期限以後の修正及び再提出は認めない。
また、資料の提出期限までに資料の提出がされない場合は当該者の施工体制は記 4-8. (1)において不適と判断し、当該者が行った入札を無効とする。

4-8. 施工体制確認の評価（施工体制評価点）

- (1) 契約責任者は、施工体制確認の評価を次に示す基準に基づき評価する。
なお、評価した内容は、落札者決定後に入札状況調書において公表を行う。

評価項目	評価基準	評価点
品質確保の実効性	①工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要件をより確実に実現できると認められた場合	5 点
	②工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要件を確実に実現できると認められた場合	2 点
	③資料が全部又は一部未提出の場合 など	不適
施工体制確保の確実性	①工事の品質確保のための施工体制の他、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書に記載された要件をより確実に実現できると認められた場合	5 点

	②工事の品質確保のための施工体制の他、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書に記載された要件を確実に実現できると認められた場合	2点
	③資料が全部又は一部未提出の場合 など	不適

- (2) 施工体制確認の評価の結果に応じて、次に示す算出式により技術評価点を算出するものとする。

$$\text{技術評価点} = \text{技術評価点} + \text{施工体制評価点}$$

第5 入札・開札・落札予定者の決定

5-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

- | | |
|-------------------|------------------------------------|
| ① 入札書 | 入札者に対する指示書[12]を参照のこと |
| ② 単価表 | 入札者に対する指示書[13]を参照のこと
表紙は様式3のとおり |
| ③ 総合評定値通知書（経審）の写し | 入札者に対する指示書[14]を参照のこと |

5-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- | | |
|------------|--------------------|
| ① 入札書の提出期限 | 令和2年8月6日（木）午後4時まで |
| ② 入札書の提出場所 | 記1-3. 契約担当部署 |
| ③ 入札書の提出方法 | 電子入札システム |
| ④ 開札執行日時 | 令和2年8月7日（金）午後2時00分 |
| ⑤ 開札執行場所 | 記1-3. 契約担当部署 |

5-3. 落札予定者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。
- (2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

$$\text{①評価値 (100点)} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

②価格評価点（配点20点）… 次に示す算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = \text{下式 A} \times 0.5 + \text{下式 B} \times 0.5$$

なお、小数点4位以下は切り捨てとする。

（下式A）

$$\text{下式 A} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

- 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、下式Aの評価は「価格評価点の配点（配点+定数）」とする。
- 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では60とする。
- 下式Aは小数点4位以下を切り捨てとする。

（下式B）

$$\text{下式 B} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が重点調査価格を下回る場合は、下式 B の評価は「価格評価点の配点（配点+定数）」とする。
 2. 定数は、評価値を 100 点とするための補正值であり、本工事では 60 とする。
 3. 下式 B は小数点 4 位以下を切り捨てとする。
- ③技術評価点（配点 20 点）… 記 4-3 及び 4-8. (1)並びに 4-8. (2)に示す評価基準により算定する。
- (3) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

5-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。
なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。
また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。
- (2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

5-5. 落札者の決定結果に対する説明請求

非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内に、契約責任者に対し氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

第 6 その他

6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
① 受付期間 入札公告の日から令和 2 年 7 月 29 日（水）午後 4 時まで
② 受付場所 記 1-3. 契約担当部署
③ 受付方法 質問書面（様式自由）を持参、書留郵便又は信書便（受付期間内必着）
- (2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。
① 回答予定日 原則として、質問書を受け取った日の翌日から 5 日以内（休日を除く）
② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」）に掲載する
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。
<http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

6-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

6-4. 支払条件

- (1) 前金払 有：請負契約書 35 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。
ただし、請負代金額が東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第 281 条の規定を満たさない場合はこの限りではない。
- (2) 部分払 有：請負契約書 38 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。

6-5. 火災保険等の付保

土木工事共通仕様書「1-55-1 保険の付保」に定めるとおりとする。

6-6. スライド条項の適用

請負契約書 26 条 5 項（単品スライド）及び同条第 6 項（インフレスライド）について適用する。

6-7. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。

6-8. 契約後の技術評価項目の取扱い

- (1) 評価された次の技術評価項目の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。
- また、請負契約書 26 条の 2 に基づき未履行額を請求する。
- なお、履行確認を行う評価項目は以下のとおりとする。
- ①施工の確実性、企業、品質管理マネジメントシステムの取得状況
②施工の確実性、企業、環境マネジメントシステムの取得状況
③施工の確実性、企業、労働安全衛生マネジメントシステム等の取得状況

6-9. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 28 年 5 月 31 日付、国土建第 119 号）に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。
- (3) 上記(1)又は(2)に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

6-10. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し又は施工管理業務を請負うことはできない。
- なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。
- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

以 上